

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、消化器内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u>	新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、外科、 <u>整形</u> 外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u> 、 <u>麻酔科</u>